# 境部氏と境界画定について

木

正

た。(4)に長の配下に編成された境部が担当したと見られてき氏とその配下に編成された境部が担当したと見られてき に境界点を設定して区画するものであった。そして、クニ「道後」(北限)を分けているように、交通路上の必要箇所(2) の境界画定に関わる職務は、蘇我臣氏の同族である境部臣 国造のクニが川や集落を基準として「道前」(南限)と 論がある。その際に画定されるクニの境界とは、 加えて、国造のクニ(管掌範囲)の境界画定を重視する議 一線をもって画せるものではなく、たとえば常陸国の多珂 国造制が成立したことを示す指標として、国造の任命に 地図上に

> と論じたことがある。そこで本稿では、境部とそれを統括蘇我臣氏が勢力を伸長させていく過程で境部が設置された を明らかにしたい。 統、分布と職掌、以上の三点を検討することで、その実像 らず、国造制の施行にも積極的に関与したことを指摘し、 した境部氏に改めて焦点を当て、成立の時期、系譜と系 これに関連して、筆者は以前、 蘇我臣氏が屯倉制のみな

文麻呂」にも作るように、「境部」「坂合部」「堺部」「左甲呂(文万呂)」が「堺部文麻呂」・「左甲部文万呂」・「坂合名(文万呂)が「坂合部連石積」にも作り、「坂合部文麻「境部連石積」が「坂合部連石積」にも作り、「坂合部文麻 「境部連石積」 (8) することもあった。このように様々な表記が確認できる 部」は通用されており、「部」を省略して「坂合」と表記 本題に入る前に、氏族名の表記について確認しておく。

どのようにカバネを付して表記する。境部氏以外についてこれらを区別する場合には「境部臣氏」「坂合部連氏」なを「境部氏」と総称する。また、境部氏には臣・連・首・を「境部氏」と総称する。また、境部氏には臣・連・首・が、後述のとおり「境部」の表記がこの氏族の職掌を最もが、後述のとおり「境部」の表記がこの氏族の職掌を最も

## 一 境部氏の成立時期

これにならうこととする。

**青紀』雄略即位前紀には、** はじめに、境部の成立時期を確認しておきたい。『日本

盛二之一棺一、合二葬新漢擬本南丘一。〈擬字未〉詳。盖

是槻乎。〉

使」使乞之。大臣以」使報曰、盖聞。人臣有」事、逃; 想天皇、為;;眉輪王;見」殺。天皇大驚、即猜;;兄等;、 逼;;問坂合黒彦皇子;。皇子亦知」将」害、黙坐不」語。 天皇忿怒彌盛。(略)坂合黒彦皇子、深恐」所」疑。窃 语;;間城合黒彦皇子;。皇子亦知」将」害、黙坐不」語。 更 是日、大舎人〈闕;;姓字;也。〉驟言;;於天皇;曰、穴

> 死」。其舎人等〈闕」名。〉收;」取所」焼、遂難」択」骨。 与;」眉輪王」、深恃;」臣心」、来;」臣之舍」。 正忍送歟。 与;」眉輪王」、深恃;」臣心」、来;」臣之舍」。 正是二、匹夫之 臣、素;」期帯。(略)大臣装束已畢。進;」軍門」跪拝 庭,、素;,期帯。(略)大臣装束已畢。進;」軍門」跪拝 庭,、素;,期帯。(略)大臣装束已畢。進;軍門」跪拝 正難」被」戮、莫;」敢聴」命。古人有」云、匹夫之 三、、難」可」奪、方属;」乎臣」。伏願、大王奉;」献臣女 志、難」可」奪、方属;」乎臣」。伏願、大王奉;」献臣女 志、難」可」奪、方属;」乎臣,。伏原、大臣出;」立於 由」是、天皇復益興」兵、囲;」大臣宅」。 大臣出;」立於 由」是、天皇復益興」兵、囲;」大臣宅」。 大臣出;」立於 由」是、天皇復益興」兵、囲;」大臣宅」。 大戶出;」 監忍送歟。

輪王とともに葛城臣円の邸宅に逃げ込んだ。円は女の韓媛た。ついで坂合黒彦皇子を尋問したが、坂合黒彦皇子は眉り、安康天皇が皇后の膝枕で昼寝をしている隙を見計らっり、安康天皇が皇后の膝枕で昼寝をしている隙を見計らっり、安康天皇が皇后の膝枕で昼寝をしている隙を見計らっり、安康天皇が皇后の膝枕で昼寝をしている隙を見計らっとたちを疑い、まず八釣白彦皇子を尋問した上で殺害したちを疑い、まず八釣白彦皇子を尋問したが、坂合黒彦皇子は、臣下の讒言を信じた安康天皇にの父である。これは、眉輪王の変に関する記事である。眉輪王とある。これは、眉輪王の変に関する記事である。眉輪王とある。これは、眉輪王の変に関する記事である。眉輪王

と葛城の宅七区を献上して贖罪を乞うたが、天皇は邸宅に その際、 眉輪王・坂合黒彦皇子・葛城臣円らを焼き殺し 坂合部連贄宿禰なる人物が坂合黒彦皇子の遺

骸を抱いたまま焼死したと伝えている ここに登場する坂合部連贄宿禰が、『日本書紀』 に

在性が疑問視される。また、『日本書紀』雄略即位前紀と坂合黒彦皇子の名は、八釣白彦皇子と対をなしており、実 る境部氏の初見である。しかし、贄宿禰が仕えたとされる におけ

ŋ 子は雄略天皇に尋問を受けて殺害されたことになってお **贄宿禰は全く登場しない。むしろ、『新撰姓氏録』左** 

ほぼ同じ内容を伝える『古事記』安康段では、

坂合黒彦皇

日

京神別 禰氏が見られることから、『日本書紀』雄略即位前紀の坂 (後述)に、この贄宿禰の後裔を主張する坂合部宿

ら付け加えられた可能性が指摘されており、筆者もこれに合部連贄宿禰は、この坂合部宿禰氏の祖先伝承として後か のように登場させたというのが、実態に近いと思われる。 (5) 連贄宿禰を坂合黒彦皇子に結びつけ、その忠臣であったか る伝承を坂合部宿禰氏が改変し、自氏が祖先と仰ぐ坂合部 賛同したい。 その傍証として、境部氏には『日本書紀』 加藤謙吉が説くように、天皇家の内訌に関わ 編纂に関係

> (六八二) 三月丙午条には た人物が多いことが挙げられる。 日本書紀』 天武十

> > 年

ŋ 命;|境部連石積等|、更肇俾」造;|新字一部四十 境部連石積が「新字」四十四巻を撰進したとい 应 巻;。

とあ は音博士の薩弘恪らも協力したと推定される。(エト) 事業に資するため、 う。この「新字」は現存しないが、 漢字に和訓を施した辞書(字書)であり、その編纂に 新しい和語の表記法(万葉仮名)を定 前年より始まった修史

本紀』文武四年(七〇〇)六月甲午条には、 勅||浄大参刑部親王、 直広壱藤原朝臣不比等、 直 大弐

連博得、 粟田朝臣真人、直広参下毛野朝臣古麻呂、 部宿禰甥、 直広肆伊余部連馬養、 勤大肆坂 合部 宿 禰唐 勤大壱薩弘恪、 直広肆伊岐 勤広参

律令1。賜レ禄各有レ差

改姓しており、ここに登場する坂合部宿禰氏はその後裔を賜っている。境部連氏は天武十三年(六八四)に宿禰 とあ あろう。 ŋ この時、 坂合部宿禰唐が大宝律令を撰定した功績により禄 坂合部宿禰唐とともに褒賞された人物

中には、 伊予部連馬養や前述の薩弘恪が含まれているが、これ 藤原朝臣 不比等・ 下毛野朝 臣古麻呂 ・伊吉

徳

うした人脈を介して、『日本書紀』 らの人々は『 『日本書紀』 の編纂にも関与したとされる。 の編纂時に、 坂合部連

贄宿禰を実在の人物とし、 たがって、『日本書紀』雄略即位前紀に登場する坂合部連 氏の祖先伝承が取り入れられたと考えられる。 その活躍を史実と見なすことは

0 次に境部氏が登場するのは、 是歳条である。 『日本書紀』 推古八年

**分** 

とある。堅塩媛(馬子・摩理勢の姉)を桧隈大陵

欽明

天

二人能誄。唯鳥臣不」能」誄也

命;;境部臣;為;;大将軍;。 闕」名。〉則将二万余衆一、為二任那一擊二新羅 以||穂積 臣 為二副 将 軍 -<sub>0</sub>

個人名を欠いており、 の軍勢を率いて出征したという。 め 境部臣が大将軍、 の記事によれば、 摩理勢とする説と雄摩侶とする説が (21) ここに登場する境部臣は 新羅に侵攻された任那を救援するた 穂積臣が副将軍に任命され、一 万余

夷の叔父と伝えられる。これによれば、蘇我臣馬子の弟に<sup>(22)</sup> 摩理勢は、ウジナを「蘇我境部臣」にも作り、蘇我臣蝦 は 『日本書紀』推古二十年(六一二)二月庚午条に

ある。

葬皇太夫人堅塩媛於桧隈大陵」。 是日、 誄 二於軽

> 勢」、令、誄、氏姓之本矣」。時人云、 次第 | 各誄之。第三、 第一、 第四、大臣引,|率八腹臣等,|、便以,|境部臣摩理 明衣之類、 阿倍内臣鳥、 万五千種也。 中臣宮地 誄 天皇之命」、 連烏摩侶、 第二、諸皇子等、 摩理勢・烏摩侶 誄...大臣之 則

明 街

あっ ら、 理勢に「氏姓の本」について誄を奏上させている。ここ皇陵)に改葬した際、馬子が蘇我臣氏の一族を引率し、 蘇我臣氏の同族集団の中で摩理勢が馬子に次ぐ地位に たことが分かる。また、 『日本書紀』 舒明即位前紀に ここか

先」是、大臣独問二境部摩理勢臣1日、 今天皇崩

は

誰為;;天皇;。

対曰、

挙;;山背大兄;為;;天皇;。

・略

令;;来目物部伊区比;以絞之。 率;|仲子阿椰|、出;|干門|坐;|胡床 大臣将」殺二境部臣」、而興」兵遣之。 父子共死。 一而待。 境部臣聞 乃埋11同処1。 時軍至、

唯兄子毛津、 一尼嫉妬 で令い頭で 逃,1匿干尼寺瓦舍」。 囲」寺将」捕。 即奸二二尼」。於 乃出之入二畝傍

是、

Ш

因以探」山。

毛津走無」所」入。

刺レ頚而死ニ

山

<u></u>

とある。推古天皇の没後、

摩理勢は山背大兄王を次期天皇

理勢の影響力の大きさを物語るものと言える。と対立したため、軍勢を差し向けられ殺害されてしまった。このことは、大臣の地位にあった蝦夷でも、叔父に当たる摩理勢の反対を押し切って皇位継承問題を処理できなかったことを示しており、蘇我臣氏の同族集団に対する摩の大きとを示しており、蘇我臣氏の同族集団に対する摩がったことを示しており、蘇我臣、大臣の地位にあった戦夷でも、大臣の地域を関係している。

世代からして摩理勢の近親者と推測される。『日本書紀』一方、雄摩侶は、詳しい出自は不明であるが、ウジナや

知られる摩理勢を当てるのが妥当であろう。

このように、

摩理勢と雄摩侶はともに具体的な事績が

伝

新羅伐||任那|。任那附||新羅|。於是、天皇将」|討||新推古三十一年(六二三)是歳条には、

連乙等・小徳波多臣広庭・小徳近江脚身臣飯蓋・小徳国 | 為||大将軍|。以||小徳河辺臣禰受・小徳物部依網羅|。(略)即年、以||大徳境部臣雄摩侶・小徳中臣連

軍|為||副将軍|。率||数万衆|以征||討新羅|。平群臣宇志・小徳大伴連。〈闕」名。〉小徳大宅臣

時人曰、是軍事者、境部臣・阿曇連、先多得二新羅幣『日本書紀』推古三十一年十一月条にも、とあり、新羅への派兵の際に大将軍に任命されている。

物 | 之故、又勧 | |大臣 | 。

年の大将軍には雄摩侶ではなく、雄摩侶より前から活躍が年の大将軍も雄摩侶であるとする見方があった。ただし、雄の大将軍も雄摩侶であるとする見方があった。ただし、雄摩侶が登場する推古三十一年は、推古八年から二十年以上摩侶が登場する推古三十一年は、推古八年から二十年以上をのことである。推古八年に副将軍であった穂積臣が、推古三十一年に再任されていないことからしても、推古八年とあり、この境部臣も雄摩侶を指すと見られる。この時にとあり、この境部臣も雄摩侶を指すと見られる。この時にとあり、この境部臣も雄摩侶を指すと見られる。この時に

あると考えられる。 早くに登場する摩理勢こそが、実在した最初の境部臣氏で早くに登場する摩理勢こそが、実在した最初の境部臣氏で料に継続的に登場するようになる。よって、両者の中でも料に継続的に登場するようになる。また、境部氏は推古朝以降、史 は明らかに段階差がある。また、境部氏は推古朝以降、史 は明らかに段階差があると考えられる。

して蘇我臣氏から境部臣氏(蘇我境部臣氏)が分出され、六世紀後半に境部が設定され、それを統括する伴造氏族とで台頭し、特に蘇我臣馬子が政治を主導するようになったでお頭し、特に蘇我臣馬子が政治を主導するようになったとするならば、彼らが蘇我臣氏の一員として活動を開始とするならば、彼らが蘇我臣氏の一員として活動を開始

た蘇我臣氏の発展過程において成立した氏族であると理解 て主導することにより勢力を拡大した。境部臣氏もこうし構成員として送り込み、その合議を本宗の馬子が大臣とし などの同族を独立させ、これらの代表者を王権の合議制の 久米・桜井・田 される。 馬子の弟の摩理勢がその氏上に就任したという経緯が想定 倉・小治田 田  $\Box$ 高向

じ の た<sub>28</sub>父 ず、 から分岐したと見て差し支えないであろう。 の年代の開きがあることから、 古八年、雄摩侶は推古三十一年に見えており、二〇年以上 理勢や雄摩侶の世代よりも早く、蘇我臣高麗 氏の初代が二人いるのは不自然であるとし、境部臣氏は摩 性を疑い、さらに摩理勢と雄摩侶を同世代と見て、 なお、黛弘道は、 これらの点からも、 むしろその実在性の方が疑われる。また、 の子の代で蘇我臣氏から分岐したのではないかと論 しかし、 高麗は『公卿補任』にしかその名が見え 摩理勢を蝦夷の叔父とする系譜 境部臣氏は摩理勢の代で蘇我臣氏 両者は同年代とは言えな (蘇我臣稲 摩理勢は推 境部臣 の信憑 目

複数の系統が存在した。 氏系の境部臣氏を取り上げたが、これ以外にも境部氏には 次に、 のとおりである。 境部氏の系譜と系統を確認したい。 諸氏の系譜を整理するならば、 前章では蘇我 以

#### 1 『古事記』神武段

下

できる。

造・小長谷造・都祁直・伊余国造・ 君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・ 神八井耳命者、〈意富臣・小子部連 石城国造・常道仲国造・長狭国 造 伊 科野国造・道奥 雀部臣・ 坂 勢船 合 木直 部 連 雀部 尾 火

2 『新撰姓氏録』 大和国皇別

張丹羽臣・島田臣等之祖也。

坂合部首 阿倍朝臣同 祖。 大彦命之後也

3 境之標 坂合部 同大彦命之後也。(翌)(33) [新撰姓氏録』摂津国皇別 因賜;;姓坂合部 皇別 允恭天皇御 0

世

造

\_\_ 立 国

坂合部宿禰 『新撰姓氏録』 左京神別

火明命八世孫邇倍足尼之後也

#### (5) 『新撰姓氏録』 右京神別

坂合部宿 火闌降命八世孫邇倍足尼之後也。

『新撰姓氏録』 和泉国神別

⑦『新撰姓氏録』 坂合部 火闌降命七世孫夜麻等古命之後也。 逸文(『坂上系図』所引)

率11母並妻子、 (略) 次皀郭姓。 營田天皇 母弟迁興徳、 〈諡応神。〉御世、避二本国乱」、 此坂合部首・佐大首等祖也。 七姓漢人等 | 帰化。七

定される。

世者

祖とされていることから、この坂合部連氏は多氏系と見なに挙げられている。神八井耳命は多臣氏(意富臣氏)の始 すことができる。この氏族については、境部氏の職掌とあ このうち、①坂合部連氏は、 神八井耳命の後裔氏族の中 の始

る。大彦命は阿倍臣氏の祖とされていることから、②・③とされる。同じく③坂合部氏も、大彦命の後裔を称してい ②坂合部首氏は、阿倍臣氏と同祖であり、大彦命の後裔 ② · ③

る。

わせて後述する。

足尼)を祖とし、 坂合部宿禰氏は、 火明命にまで系譜を遡らせている。 前章で触れた坂合部連贄宿禰 (邇倍 火明

は阿倍氏系と位置づけることができる。

氏の後裔と見られ、前章で取り上げた境部連石積・坂合部氏系ということになる。天武十三年に宿禰を賜った境部連 命は尾張連氏の祖とされていることから、この氏族は尾(33) の十六世孫として挙げられる尾治坂合連も、同じ系統と推 宿禰唐もこの系統であろう。また、『天孫本紀』に火明命

は、⑤こら):「を隼人系に分類する見方もある。しかし、『『『となり、『の二氏を隼人系に分類する見方もある。しかし、『『』との二氏る。火闌降命は隼人の祖とされていることから、この二氏。火闌降命を祖としてい

同じ贄宿禰の後裔を称しているにもかかわらず、その祖を は、⑤にも④と同じく坂合部連贄宿禰(邇倍足尼)が見え 火明命とするか火闌降命とするかで異なっているのであ ているが、④では贄宿禰を火明命の八世孫とするのに対 ⑤では火闌降命の八世孫としている点である。 両氏は

関係にあった(ともに火明命を本来は祖としていた) れるにはあらさるか」と述べ、④と⑤の坂合部宿禰は同祖るにて思ふに、火闌降命といふも、或は同祖なるをしか誤 作るはあやまれり」、「左京神別坂合部宿禰、火明命の末なこの点に関して、栗田寛は「火明命を一本に火闌降命に 或は同祖なるをしか誤

(5) の方が火明命を火闌降命に書き間違えたのではないかと 測した。また、 佐伯有清は、 火明命・火闌降命・ 火照命

として、「坂合部宿禰氏のあいだでは、火明命と火闌降命 の三神は混同されるか、もしくは同神として扱われていた

闌降命と記したりする場合があった」と述べている。た <sup>(30)</sup> を同一神とみなしていたのであり、火明命といったり、

たし

きる。

かに、木花開耶姫が瓊瓊杵尊と婚姻して火中で出産した三

とするのに対して、『古事記』では火照命・火闌降命・火神を、『日本書紀』では火明命・火闌降命・彦火火出見尊 遠理命 (別名彦火火出見命) としており、ここでは火明命

と火照命が入れ替わっている。 海幸彦についても、『古事記』 『日本書紀』は火闌降命と同一としており、こちらでは火海幸彦についても、『古事記』は火照命と同一とするが、 海幸・山幸神話に登場する

る。 命・火闌降命・火照命の登場の仕方には混乱が生じて このように『古事記』と『日本書紀』に 隼人系の氏族がこうした混乱に乗じて、 自氏の系譜を お (V) って、 火明 照命と火闌降命が入れ替わっている。

に火闌降命とあるのは火明命の誤記であるか、 神の つもりで記された可能性が高いであろう。 火明命と同 よって、

邇倍足尼に結びつけたとする見方もあるが、(43)

むしろ⑤・⑥

(5) (7) 様に尾張氏系と位置づけるのが妥当と考えられる。 坂合部宿禰氏と⑥の坂合部氏は隼人系ではなく、

されていることから、この坂合部首氏は東漢氏系に分類で史料に見えず未詳であるが、阿知使主は東漢直氏の始祖と した七姓 漢人の皀郭姓に出自すると伝わる。皀郭姓は:⑦坂合部首氏は、阿知使主(阿智王)に率いられて渡 他

ことを確認した。多氏系については後述するとして、ここ で注目されるのは、 合部氏は尾張氏系、 部氏は阿倍氏系、 以上、①の坂合部連氏は多氏系、 ④坂合部 ⑦坂合部首氏は東漢氏系に分類できる 阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直氏がいず 宿禰氏・ (5) ②坂合部首氏・ )坂合部 宿禰氏 3 6 坂合 坂

れも蘇我臣氏と密接な関係にあったことである。 まず、 阿倍臣氏については、 以下の史料が挙げられ

『日本書紀』宣化元年(五三六)二月壬申

以||大伴金村大連|為||大連|、物部麁鹿火大連為|| 大連」、並如レ故。 又以||蘇我稲目宿禰|為||大臣|、

阿倍大麻呂臣為;;大夫;。

日本書紀 崇峻即位前紀 (用明二年 〈五八七〉七月

子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男 物部守屋大連」。泊瀬部皇子・竹田皇子・ 蘇我馬子宿禰大臣、 勧川諸皇子与||群臣|、謀レ滅|| 厩戸皇

麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀施夫・葛城臣烏那 倶率||軍旅|、進討||大連|。 大伴連噛・阿倍臣

字」。〉俱率二軍兵一、従二志紀郡一到二渋河家一。 八·平群臣神手·坂本臣糠手·春日臣、 〈闕ニ名 (略

日本書紀』推古三十二年(六二四)十月癸卯条 〈闕」名。〉・阿倍臣摩侶二臣」、

大臣、遣;;阿曇連

県 | 為 | | 姓名 | 。是以冀之、常得 | | 其県 | 、以欲 \為 | 令\奏\|天皇\日、葛城県者元臣之本居也。故因\|其 臣之封県1。於5是、天皇詔曰、今朕則自1蘇何1出

頓失;;是県;、後君曰、 不」明、日言矣日不」晩。何辞不」用。然今朕之世 之。大臣亦為,,朕舅,也。故、大臣之言、夜言矣夜 愚痴婦人、臨二天下」以頓

日本書紀』舒明即位前紀 当;;是時,、蘇我蝦夷臣為;;大臣;。 畏!」群臣不以従。 則与;;阿倍麻呂臣 独欲」定 議、 而聚二群 ||嗣位

麁鹿火、

宜片遣二新家連」、運中新家屯倉之穀上。阿

悪名。則不い聴

亡;;其県;。豈独朕不賢耶。

大臣亦不忠。是後葉之

臣, 有」乱乎。(略) 今誰為||天皇|。時、群臣黙之。 語||群臣||曰、今天皇既崩、 饗||於大臣家|。食訖将」散、 無レ嗣。 大臣令;;阿倍臣 若急不い計、畏

臣人が参加している。推古三十二年十月癸卯条では、 では、 天皇の没後、阿倍臣麻呂が蘇我臣蝦夷を補佐して群臣会議 臣馬子が推古天皇に葛城県の下賜を要求する際、 宣化元年二月壬申条では、蘇我臣稲目の大臣就任と同 (摩侶)を使者に立てている。 阿倍臣大麻呂が大夫に任命されている。崇峻即位前 物部連守屋を討伐する際、蘇我臣馬子の軍勢に阿倍 舒明即位前紀では、 阿倍臣麻

ている。
共同歩調を取りながら台頭してきた氏族であると考えられ共同歩調を取りながら台頭してきた氏族であると考えられ を主催している。これらの点から、 次に、尾張連氏については、以下の史料が挙げられる。 阿倍臣氏は蘇我臣氏と

『日本書紀』宣化元年(五三六)五月辛丑条 運11河内国茨田 韶曰、(略)故、朕遣||阿蘇仍君|、〈未ゝ詳也。〉加 ||尾張連|、 郡屯倉之穀」。蘇我大臣稲目宿 運中尾張国屯倉之穀上。

造官家那津之口」。又其筑紫・肥・豊三国屯倉、散 在||懸隔|。 宜μ課||諸郡||分移、聚||建那津之口|、以備||非常|、 宜」遣二伊賀臣一、運中伊賀国屯倉之穀」。 運輸遥阻。 **儻如須要、** 難山以備」下率。亦

永為中民命上。 早下;;郡県;、令」知;;朕心;。

### 天孫本紀

九世孫、弟彦命。 〈山代水主雀部連・ 妹、 軽部造・蘇宜部首等祖。〉 日女命。 次、 玉勝山代根古

玉勝山代根子命が、蘇我氏の部民である蘇宜部首らの祖とさせている。『天孫本紀』では、火明命の九世孫に当たる 尾張連氏の集団から地方伴造として蘇宜部首氏が分出され されている。尾張に設置された蘇宜部を管掌するために、 蘇我臣稲目が尾張連に命じて尾張国の屯倉の穀を輸送 一化元年五月辛丑条では、筑紫国に那津官家を修造する

した後、 出して「蘇我」のウジナを名乗り、 つて葛城地方に勢力を張った葛城臣氏の傍流が高市郡 (前掲) で葛城地方を「本居」と主張しているように、 また、蘇我臣氏は『日本書紀』推古三十二年十月癸卯条 これに取って代わる形で台頭してきたと考えられ 葛城臣氏の本宗が没落 か 進

たのであろう。

ている。47 城尾治置姫・葛木避姫・葛木高名姫命・葛木厨直氏などの系譜には葛城之高千那毘売や、葛木出石姫・葛木彦命・葛ている。葛城地方には高尾張邑が所在するが、尾張連氏の(48)

尾張邑に拠点を形成して中央に進出したとされる。(Sc)を賜姓されていることなどから、尾張連氏は葛城地 を賜姓されていることなどから、尾張連氏は葛城地方の高れ、しかも尾張連氏の同族である甚目連公氏が高尾張宿禰 ように、葛城(葛木)を冠する人名・氏族名が多く見ら

政治的関係が形成されたと考えられる。 た葛城地方における地縁により、蘇我臣氏と尾張連氏との

こうし

次に、東漢直氏については、以下の史料が挙げられる。 『日本書紀』崇峻五年(五九二)十一月乙巳条 使||東漢直駒|、殺||于天皇|。〈或本云、東漢直 馬子宿禰、詐||於郡臣||曰、今日進||東国之調|。乃

東漢直磐井子也。〉

日本書紀』皇極三年 蘇我大臣蝦夷・児入鹿臣、 云||波佐麻|。〉(略) 大臣家 | 曰 | 上宮門 | 、入鹿家曰 | 谷宮門 | 。〈谷、此 |桙削寺|。(略) (六四 大臣、 四 双二起家於甘樫岡」。 使11長直 十一月条 於大丹穂山

日本書紀』皇極四年

(六四五) 六月戊申条

王 中 大兄、 1.聚眷 三人賜二鞍 卿 属\_、 即入二法興寺」、 大 夫・ 作臣屍於大臣蝦夷」。 環レ甲 臣 -持レ兵、 連 為レ城 伴 .. 造 将产助二大臣 不備。 玉 於レ是、 造、 凡諸皇子・ 悉 一処中設軍 皆随 漢直 侍 等 諸

がこれらの諸集団を統率したと考えられる。

には、 直駒が崇峻天皇を暗殺した記事である。 崇峻五年十一月乙巳条は、 蝦夷・入鹿父子が甘樫岡に邸宅を建てて、それぞれ 蘇我臣馬子の命を受けた東漢 皇極三年十一月条

「上の宮門」「谷の宮門」と呼

ばせ、二つの門を東漢直

民ら

殺害された際、 せたという。 である長直氏に命じて、高市郡 に守衛させたとある。 皇極四年六月戊申条には、 東漢直氏が一族を集めて蝦夷を守ろうとし また、 蘇我臣蝦夷が東漢直氏の同族 [の大丹穂山に桙削寺を造ら 乙巳の変で入鹿が

境部連

(宿禰)

石積」「

境部連薬」「

「境部宿標

禰

のよ

11

られるように

兵としての役割を担ったとされる。 我臣氏に近侍し、時にはその軍事力をもって蘇我臣氏 元興寺の塔を完成させた人物として「山東 漢このほかにも、『元興寺伽藍縁起』所収「塔露 鬼 東漢直氏 の私 は蘇

ずれも蘇我臣氏と緊密な関係にあったことが分かる。 か 5 阿 .倍臣氏 . 尾張 連 氏 東 漢直氏は、 した (V は う

次章で述べることとしよう。

用

Ě 0)

史料

は⑦坂合部首氏がそれぞれ分出され、 合部宿禰氏 って、 からは②坂合部首氏・③坂合部氏、 我臣氏から境 境部が設置され、 · ⑤坂合部宿禰氏 · ⑥坂合部氏、 部 臣氏が分出されたことを受けて、 それを統括する伴造氏族として 蘇我氏 尾張連氏からは 系の 東漢直 境部 民 阿 臣 から 4 .倍 氏 坂 臣

氏 蘇 が

料に登場せず、 める。「境部」というウジナの表記 れと入れ替わるように、 境部臣雄摩侶」に用いられた後、 なお、 蘇我氏系の境部臣氏は、 『新撰姓氏録』にも見えないの 尾張氏系の境部連氏 摩理勢・ 天智・ ŧ, 天武朝になると 雄摩侶 境部 が頻見され始 鯏この K 摩 以降は 対 理 Ĺ 一勢臣 そ 史

なる。このことから蘇我氏系の境部臣氏は、 (55) うに、尾張氏系の境部連氏に対して多く月上 される。境部を率いる中核となる系統が 1, され、 表記に表れていることをうか ていることは、 中央伴造 さらに蘇我臣氏の本宗家が滅亡したために勢力を失 の地 位 この氏族の本来の は尾張氏系の境 が わ せる。 部連氏に移 職掌が この点につ 境 摩理 部 境 0 の表記 たと推 一勢が殺 部

11

### (1) 境部の職堂

境部の職掌については、これまで以下の諸説が出されて

D は、

隼人や阿倍臣氏・東漢直氏との関係に注目す

- (A) 境界の画定を担当したとする説いる。(56)
- (B) 坂合黒彦皇子の名代・子代とする説 (S)
- (C)「任那の調」の収納・管理をつかさどったとする<sup>(S)</sup>
- (D) 外国使節の接待・饗応、および衢での境界祭祀(S)

り、その関係は後裔氏族によって創作された可能性が高たと描かれていることを根拠とするが、すでに述べたとおで、坂合部連贄宿禰と坂合黒彦皇子とが親密な関係にあっこのうち(B)は、前掲した『日本書紀』雄略即位前紀

賦課と関連することや、境部氏に対外交渉に関与した人物(C)は、倭国の朝鮮半島における境界の設定が、調の

地区に属する農民を指し、そこから「任那の調」を管理す地区に属する農民を指し、そこから「任那の調」を管理す地区に属する農民を指し、そこから「任那の調」を管理す

ていたとする。さらに、阿倍臣氏・東漢直氏の勢力圏にはを行うことが規定され、邪霊を払う呪力を持つと観念され行幸で国界や山川・道路の曲を通過する際に狗吠(吠声)る。隼人は元日朝賀や即位式などの大儀、および京外への

つその外国使節の接待・饗応にも従事する集団であったとも同様に外交使節が入京する際に衢で境界祭祀を行い、かりがすは「饗」に由来するもので、本来的には饗応を職のウジナは「饗」に由来するもので、本来的には饗応を職のウジナは「饗」に由来するもので、本来的には饗応を職の力が、大阪であったとする。これらのことから、境部氏が交後礼が催された軽衢・海石榴市衢が含まれ、両氏は対外交儀礼が催された軽衢・海石榴市衢が含まれ、両氏は対外交儀礼が催された軽衢・海石榴市衢が含まれ、両氏は対外交儀礼が催された軽衢・海石榴市圏が含まれ、両氏は対外交後礼が

述)、外交使節の入京時にそれを行ったとする点や、外交境部が境界祭祀を行ったとする点は首肯できるが(後

説明する。

が多いことから、境部とは朝鮮半島南部に設定された課税

積<sub>1</sub>而增焉。〉(略)幷一百二十一人、俱乗<sub>1</sub>1一船<sub>1</sub>。或本、以<sub>1</sub>1学問僧知弁·義徳·学生坂合部連磐楽〈薬、豊足臣之子。〉· 氷連老人〈老人、真玉之発,1遺大唐,大使小山上吉士長丹、(略) 学生巨勢臣

れた役職は次のとおりである。

日本書紀』白雉四年(六五三)五月壬戌条

日本書紀』斉明五年(六五九)七月戊寅条遣,|高麗|大使膳臣葉積、副使坂合部連磐鍬。(略

日本書紀』斉明二年

(六五六) 九月条

錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉,,於唐国,。(略)〈伊吉連博徳書曰、同天皇之世、小別,,小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥,、使,,

部連石積·大乙吉士岐彌·吉士針間。蓋送;|唐使遣;|小錦守君大石等於大唐;|、云々。〈等謂小山坂合『日本書紀』天智四年(六六五)是歳条

使呉唐之路」。(略))

人 | 乎。)

以,,守民部尚書直大弐粟田朝臣真人,、為,,遣唐執節続日本紀』大宝元年正月丁酉条

使|。(略) 右兵衛率直広肆坂合部宿禰大分為||副

軍も含め、これらは饗応を掌る職ではない。天智四年の境部宿禰大分は遣唐副使として派遣されている。前述の大将学生、坂合部連磐鍬(石布)は遣高麗副使・遣唐使、坂合

これらの記事によれば、坂合部連磐積

(石積)

は遣唐使

麻呂が敏達元年(五七二)に領客に任命されているが、こが饗応を担当したわけではない。ちなみに、東漢坂上直子 境部氏の 臣氏や東漢直氏がこうした職務を担当していたとしても、 国使節の接待・饗応を担当する役職である。よって、阿倍の領客(使)や掌客(使)・共食(使)などが、まさに外 は新羅使 者は他の氏族とともに派遣されており、 職掌が両氏と同じであったと見るのは難しいと思 の金智祥を饗応するため筑紫へ派遣されている 境部氏だけ

#### 2 境部の分布

れる。

は境部の職掌を直接的に伝える唯 けではなく、 内容を仮託するような出来事が允恭朝に伝えられているわ 根拠とする。これがそのまま史実ではないにしろ、上記の とから、 (前掲) 残る が言うように、 (A) は、 「 坂合部連の氏姓を賜ったと伝えられていることを 允恭天皇の時代に「国境の標」を造立したこ 何らか まずはその点を重視すべきであろう。そ (65) 化伯有 新撰姓氏録』 0) 原 伝 承に拠った可 摂津国皇別 能性がある。これ 坂合部条

> こで、 るかを確認したい。 境部に関係する地名がどのような地域に分布し

部連石

積は唐の使節を送迎した可能性が

あり、

境部

宿 禰 鯏

ア

大和国高·

市

1 大和国字 坂<sup>\*</sup>かっい 部 (坂 会)

ゥ

エ 摂津国川辺郡 播磨国賀茂郡

河内国若江郡 坂 坂 坂 坂 坂 歩 坂 かい 合い 合い 神 郷 厨 社

7 伊勢国三重郡 伊勢国朝明郡 坂が部へ 御厨

カ オ

境部臣氏の本拠である。この地には、

軽之境岡宮・ は、

軽之境

蘇我氏系

0

まず、(ア)大和国高市郡の境(坂合)

神社 が存在したことは確かであろう。 から、この付近に比定される。 夜である。 の人物であるが、 (橿原市見瀬 町 記紀編纂段階に境岡 がかつては境原天神とも称したこと 懿徳天皇・ 桧隈坂合陵は欽明天皇 境原、 孝元天皇は伝 とい ・う地名

陵

欽明陵は現在、

梅山古墳

(高

市

郡明

í

香 村平 上

てい

ら、 大軽町  $\mathbb{H}$ 大和国 に治定されているが、 Ŧi. 高市 条野 部の境 町 が真陵と見られる。 (坂合) 見瀬丸山古墳 0) 地は、 現在の橿原市見瀬 これ (橿原市 5 のことか :見瀬 崱

帯に当てることができる

れたと伝えられる。来目屯倉は古代には高市郡久米郷に含まれ 取 がわせる。 倉の初見であり、この地が交通の要衝であったことをうか Л<u>і</u> 現在、 桧隈川 その北側には久米町が接しているが、 久米町と見瀬町の が流 れてい る。 西側には、 ており、 『日本書紀』 日本書紀』 現在も久米川 来目屯倉が設置さ に登場する屯 雄略四年二 この 付近は (高 月

米川)

まで見送った。

それを見た時の人は、

雄略を一

有

天皇」と讃えたという。

条には

何 応 鼠貌容儀、 発以箭。 処公也。 是、 事主神也。 射 天皇答曰、 H 晚 並レ轡 長人対曰、 猟於葛城山」。 田 |似天皇|。 1馳騁。 遂与盤 朕是、 神侍 現人之神。 天皇、 ||于遊田|、 言 |送天皇 幼武尊也。長人次称曰、 忽見…長人」。 詞 恭 知二是神」、 恪 先称<sub>ii</sub>王 駈\_逐一 至11来目 有レ若レ逢レ仙。 来望11丹谷1 □諱一。 猶故問日 鹿\_、 水。 然後 是 僕

> と神はともに鹿を追い で対 て狩りを終えると、 を並べて走らせ、 である。 面した。それは葛城 雄略が葛城山に入ると、 お互いに敬い合って話をした。 一言主 かけ、 一言主神であった。そして、 神は雄略天皇を「 弓を射る時にも譲り合 背の高い人物と谷を挟 来目水」(久 日が暮 天皇 n

境界付近に位置する。先に触れた一上郡・葛下郡・忍海郡一帯とされ、 市郡 造のクニは南東部 奈良盆地には大倭国造と葛城国造が所在したが、 帯とされるのに対し、(元) 先に触れた一 • 葛城国造の 城下郡・ 言主神は、 久米川は二つ 城上郡 クニは南 葛城坐 市 のクニの 西 部 大倭国 郡 の葛

氏 主神社 合)という地名が確認でき、そこに境部臣氏の拠点が置 たことを示唆する。 たということも、 が奉祭する神である。その神が天皇を久米川まで送っ (御所 市 森脇 この付近が葛城国造のクニの東端であ まさに国造の の祭神とされ、 クニの境界に、 葛城国造 (葛 城直 0

となり、明治期には坂合部村と称した。現在の奈良県五條(イ)大和国宇智郡の坂合部郷は、江戸時代には坂部郷(イ)大和国宇智郡の坂合部郷は、江戸時代には坂部郷

れているのである。

これは、

雄

略天皇が葛城山

へ狩りに出かけた伝承

百

姓

蔵

言

有

レ徳天皇也

皇別 な待乳山(真土山・真土峠)がそびえる。『万葉集』 に位置しているが、その対岸には大和国の歌枕として有名 士化した坂合部氏が居城を構えた。この地は紀ノ川の南岸 市阪合部新田 の坂合部首氏に因む郷名とされ、中世には武町を遺称地名とする。『新撰姓氏録』大和国 四

天飛ぶや 紀路に入り立ち 軽の路より 真土 玉襷 畝傍を見つつ 麻裳よ

とあり、

五四三には

と詠まれており、『高野吉野巡覧記』

とあるように、この付近は大和国宇智郡と紀伊国伊都 待乳山と云有。紀伊と大和とのさかいなり。 郡 0

でおり、この付近が紀伊国造のクニの東端であった可能性 ことから、紀伊国造(紀直氏)の勢力が伊都郡にまで及ん 境界であった。また、伊都郡には紀氏の分布が確認できる

もあろう。

小祠が残されており、 論社とする。この神社の門前には、 称した。「さかい」→「さかみ」→「さがみ」に転訛した (ウ)播磨国賀茂郡の坂合神社は、近世まで酒見神社と
(アタ) 現在の住吉神社 付近はかつて坂合町とも呼ばれてい (兵庫県加西市北条町)を 現在も坂合神社という

茂郡

内

の地名に関する起源伝承であり、

針間鴨国造の

た と い う。 81 「播磨国風土記」 この一帯は、 賀茂郡伎須美野条には、 (&) は、針間鴨国造のクニに含まれ

対 此処 | 之時、 右、 闩 号11伎須美野1者、 同郡玉野村条にも、 (88) 「、縫衣如」蔵二櫃底」。 喚」1国造黒田別」、 品太天皇之世、 故曰二伎須美野 而問 :: 大伴連等、 地状」。

于時、 二皇子、相辞不」娶、至,,于日間,。根日女、老長逝。 嚢郡志深里高野宮|、遣||山部小楯|、誂||国造許麻之 有||玉野村|。所以者、意奚・袁奚二皇子等、 根日女命」。於」是、 皇子等大哀、 即遣二小立一、 根日女、已依」命訖。 以 上玉: 勅云、 朝日夕日 故 坐...於美 爾時、

悲しんで賀茂郡玉野村に墓を築造したという。どちらも賀 が針間鴨国造の許麻の女である根日女に求婚したが、兄弟 者の記事では、 とある。前者の記事では、応神天皇の問いかけに対し、 で譲り合っているうちに根日女が死去してしまったため、 間鴨国造の黒田別が賀茂郡の地勢などを回答している。 墓1号11玉丘1、其村号11玉野 不」隠之地、造」墓蔵二其骨」、 意奚・袁奚皇子(のちの仁賢・顕宗天皇

(エ) 摂津国川辺郡の坂合郷は、のちに上坂井村・古酒崎郡との境界付近に位置している。合神社の所在地はまさに賀茂郡の西端であり、隣接する神がのちの賀茂郡に相当することがうかがえる。そして、坂

酒井村・堺村とも表記され、

明治期に口酒井村に改のちに上坂井村・古酒

称した。現在の兵庫県伊丹市口酒井が遺称地名とされる。 中世には少し南にも坂部村が所在しており、こちらは江戸 時代に上坂部村・下坂部村に分かれ、現在の尼崎市上坂 部・下坂部が遺称地名とされる。いずれも『新撰姓氏録』 (85) 摂津国皇別(前掲)の坂合部氏に因む地名とされる。この 地は川辺郡の東端に位置し、豊島郡との境界である猪名川 地は川辺郡の東端に位置し、豊島郡との境界である猪名川

り、高安郡との境界である玉櫛川沿いに位置している。し、坂合部氏の氏神と伝わる。この地は若江郡の東端であし、坂合部氏の氏神と伝わる。この地は若江郡の東端である。現在の阪合神社(大阪府八尾市小阪合町)を論社と、「坂神」とも表記され、「明神」とも表記され、「明神」とも表記され

の三重県 部) 御厨は、近世には東坂部村・ (窓) カ) 伊勢国三重郡の坂部御厨と 坂部が丘を遺称地名とする。 四日 市 近世には東坂部村・西坂部村となり、 市 東が 部 町 西 1坂部 二つの御厨は別個のもの (キ)朝明郡 町 南 坂 部 の坂部 町 坂部 現在 坂

う。

このにはPに介別語へなれているを算が見ませない。 来は一帯の地域であったものが、河川の流路変更などにこのように同じ地名が郡境をまたいで見られる場合は、本ではなく、両郡にまたがって存在したと推定されている。

としていた蓋然性は高いと考えられ となどを踏まえるならば、 ウジナに「境部」の表記が採用されており、 以上、境部に関係する地名を概観した。残された史料よって二郡に分割編入されたという経緯が想定される。(91) 氏の中で中心となる系統が たとする伝承の存在や、境部臣氏の初代に当たる摩理勢の ていることが注目される。これまで述べてきたように、 クニや律令制下の国・郡などの境界とされる場所に位置し 少なく確定的なことは言えないが、 国境の標」を造立したことにより坂合部連の氏姓を賜 境部 境部」 (られる。 (第) (第) (第) (第) の表記を用 V ずれの地名も国造 残された史料 その後も境部 Ċ な職掌 いるこ が

## (3) 境界画定作業の内容

ことであったが、ほかには以下の記事が参考になるであろ皇別 坂合部条(前掲)によれば「国境の標」を造立する境界画定作業の具体的な内容は、『新撰姓氏録』摂津国

## "常陸国風土記』 行方郡

怒情|、着||被甲鎧|之、自身執」仗、打殺駈逐。乃 防障、 箭括氏麻多智。 治」田。此時、夜刀神、相群引率、悉尽到来、左右 古老曰、 勿」令;;耕佃;。(略)於」是、麻多智、大起;; 石村玉穂宮大八洲所馭天皇之世、 截11自2郡西谷之葦原1、墾闢新 有レ人、

播磨国風土記』託賀郡法太里条 設」社初祭者。

更不レ得レ入||此界|。即御冠置||此坂|。一家云、昔 子、逃去之時、建石命、 逃去、以」手匐去。故、曰二匐田一。甕坂者、 法太里。〈甕坂・花波山。〉土下上。所,,,以号,,法太, 者、讃伎日子与11建石命1相闘之時、讃伎日子負而 逐二此坂一云、自」今以後、 讃伎日

古事記 孝霊段

丹波与二播磨一堺」国之時、

大甕堀||埋於此上|、以

為||国境|。故曰||甕坂|。

略

大吉備津日子命与;;若建吉備津日子命;、二柱相副

口,、以言,,向和吉備国 於||針間氷河之前|、居||忌瓮|而、 針間 為 \_ 道

古事記』崇神段

故、大毘古命、更還参上、請,,於天皇,時、天皇答

韶之、此者為、在二山代国一我之庶兄建波邇安王、 丸邇臣之祖日子国夫玖命 | 而遣時、 起;;邪心;之表耳。(略)伯父、興」軍宜」行。 即於二丸邇 即副二

坂,居,,忌瓮,而、罷往。

以上、聴\為||神地|。自\此以下、須\作||人田|。 至||山口|、標梲置||堺堀|、告||夜刀神|云、自>此

自ゝ今以後、吾為;;神祝;、永代敬祭。冀勿ゝ祟勿ゝ恨。

『日本書紀』崇神十年九月壬子条

復遣|||大彦与||和珥臣遠祖彦国葺|、向||山背|撃||埴

率11精兵1、進登11那羅山1而軍之。 安彦」。爰以二忌瓮一、鎮二坐於和珥武鐰坂上一、則

筑後国風土記』逸文 (『釈日本紀』所引)

之間山、有二峻狭坂」。(略) 昔、 筑後国者、本与;;筑前国;合為;;一国;。昔、 此堺上有11麁猛 此両国

尽神|。于」時、筑紫君・肥君等占之、令||筑紫君等 神」。往来之人、半生半死。其数極多。 祖甕依姫、 為レ祝祭 | 之。 自レ爾以降、 因日11人命

不レ被||神害|。是以、日||筑紫神|。

このうち『常陸国風土記』 行方郡条によれば、 箭括氏麻

と思われる。『播磨国風土記』託賀郡法太里条では、 撰姓氏録』に見える「国境の標」の造立にもつながるもの 人々の 田との境界を示したという。こうした行為は、『新(st) 建石

多智は

Ш

の登り口

に標の杖を設置して、夜刀神の領域と

ことが伝えられている。『古事記』孝霊段にも、大吉備津 丹波と播磨の境界としたことや、 命と讃伎日子とが争った際、建石命が御冠を坂に設置して 坂の上に大甕を埋納した

神段と『日本書紀』崇神十年九月壬子条は、武埴安彦 (建 彦と若建吉備津彦が吉備と播磨の国境を定める際、

忌窓

崇

(神事に用いる瓶)を境界に設置したとある。『古事記』

たという。最後の『筑後国風土記』逸文では、 命 めに派遣された大彦命(大毘古命)と彦国葺(日子国夫玖 波邇安王)の反乱に関する記事であり、反乱を鎮圧するた が、 和珥武鐰坂 筑紫国造 (丸邇坂)の上にやはり忌瓮を設置し (筑紫君氏) の祖である甕依姫が祝 坂の上に坐

から、 その神に対する祭祀が行われたことが分かる。これらの例甕や忌瓮を彷彿とさせる。境界には神が坐すと観念され、 境 となって祭ったとある。 の標」の造立や、 境部氏が職掌として担った境界画定作業には、 杖・冠・大甕・忌瓮などの設置 甕依姫という名前は、 前述した大 国 埋

か、

あるいは連姓が共通することから、

連氏の一

部が多臣氏のもとに配属され、

さらに坂に坐す神に対する祭祀などが含まれていたと

### 4 多氏系と阿部氏系の境部氏

考えられる

納、

る。 氏は天武朝末年の国境画定事業に従事したことが知られ 『日本書紀』天武十二年(六八三)十二月丙寅条には、 品治・小錦下中臣連大嶋幷判官・録史・工匠者等|、 遣||諸王五位伊勢王・大錦下羽田公八国・小錦下多臣

坂合部連氏については検討を保留しておいたが、この多臣 さて、第二章で『古事記』神武段に登場する多氏系の

(1)

巡||行天下|、而限||分諸国之境堺|。然是年、不\堪

とある。これは令制国の画定事業の記事であるが、 限分」。

その際には、 にも同じく伊勢王らが派遣されており、多臣品治も同行しに派遣された人々の中に多臣品治が見える。翌年と翌々年 従事したのが、『古事記』神武段の①坂合部連氏であろう。 たと思われる。この時に多臣品治のもとで境界画定作業に 多臣氏配下の集団が境部として編成された その

19

職掌を通じて多臣 尾張氏系の坂合部

氏と新たに同祖関係を形成したと考えられる。

一般では、
一般には、

鴈於東海道使「、観」東方浜」海諸国境」。遣」河倍臣於遣」近江臣満於東山道使「、観」蝦夷国境「。遣」宍人臣

北陸道使 | 、観 | 越等諸国境 | 。

したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。
したものと思われる。

族である。よって、これらの三氏はいずれも蘇我臣氏と緊 とおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭してきた氏 と同祖系譜を形成している。宍人臣氏は大彦命を介して阿 住臣氏と同祖関係にあり、その阿倍臣氏は第二章で述べた とおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭してきた氏 とおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭してきた氏 とおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭して善我臣氏 とおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭して善我臣氏

われていることから、境部はこの事業を見据えて設置され言うならば、境部の成立と同時期に東日本の境界画定が行行させ、実際の作業に当たらせたものと思われる。さらに行させ、実際の作業に当たらは、気部をそれぞれに同年ならとともに、境部臣氏が統括する境部をそれぞれに同年の大道に正正・原倍臣氏を各道の責任者に任密な関係にあったことが分かる。とするならば、崇峻朝の

結語

たと考えられる。

本稿では、境部とそれを統括した境部氏について、成立本稿では、境部と系統、職掌と分布を検討した。論旨を整理するならば、次のとおりである。
・実在した最初の境部氏は、境部臣摩理勢である。蘇時期、系譜と系統、職掌と分布を検討した。論旨を整理す

に就任した。東日本を対象とした崇峻二年の境界画部臣氏)が分出され、馬子の弟の摩理勢がその氏上する伴造氏族として蘇我臣氏から境部臣氏(蘇我境なった六世紀後半に境部が設置された。それを統括我臣氏が王権の中で台頭して政治を主導するように

が境部を設置する直接的な契機になった。 定事業は蘇我臣氏が主導したものであり、 この 事業

境部氏には、 蘇我氏系の境部臣氏のほかに、 多氏系

尾張氏系の坂合部宿禰氏・坂合部氏、東漢氏系の坂 の坂合部連氏、 阿倍氏系の坂合部首氏・坂合部氏、

の境部臣氏がこれらを統率した。多臣氏は天武朝末 漢直氏からも境部の伴造氏族が分出され、蘇我氏系 設置されたことを受けて、 氏はいずれも蘇我臣氏と緊密な関係にあり、 合部首氏が存在した。阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直 阿倍臣氏・尾張連氏・東 境部が

年に行われた令制国の画定事業に、阿倍臣氏は崇峻 に置いた境部と職掌を通じて同祖系譜を形成した。 二年の境界画定事業に従事しており、その際に配下

の境界付近に分布していることなどから、 地名がいずれも国造のクニや律令制下の国・郡など を賜ったとする伝承や、境部氏の中心となる系統が 国境の標」を造立したことにより坂合部連の氏姓 境部」の表記を用いていること、境部に関係する 境部が境

の具体的な職掌は「国境の標」を造立することや、 界画定を本来的な職掌としていた蓋然性は高

堺之助河」、為二道前」(略)

陸奥国石城郡苦麻村

杖・ らに坂に坐す神に対する祭祀を行うことなどであっ 冠・大甕・忌瓮などを設置・埋納すること、さ

最後に、以上を踏まえて、境部氏と国造制との関

わりに

のは、 したとするならば、この時期に境界の画定が必要とされる ついて見通しを述べておきたい。境部が六世紀後半に成立 国造のクニのほかには存在しないことから、

担ったと考えられる。冒頭でも述べたように、 設置された当初は、まずもって国造のクニの境界画定を 国造のクニ

て画せるものではなく、交通路上の必要箇所に境界点を設 定して区画するものであった。これまでの議論では、 の境界とは、現代人が想定するような地図上に一線をもっ 地域

業を待たなければならず、それ以前の国造制段階では 始は、天武十二年から十四年に実施された令制国の画定事 による人民の区分にもとづくいわゆる「領域的支配

の開

分;;国県, ]、「果定;;疆場, ]、「管;;所部之堺, ]、(®) ト 目と(!!) 「また」 [語・(iii)」 こを設定した際には、「定」 賜国々之堺」」、「隔」のり、筆者もそのように理解している。ただし、あり、筆者もそのように理解している。ただし、 あり、筆者もそのように理解している。ただし、国造のク域的支配」の達成には至っていなかったとの見方が主流で 『隔||山河||而 「以二久慈

よって機能していたとしても、制度としての国造のクニは いるのであり、国造制段階に「領域的支配」とはまた異な 後1」などのように、つねに境界の画定に言及がなされて 実態としての国造のクニが人間集団を把握することに・・・・・・

【付記】本稿は、 部である。 成城大学特別研究助成による研究成果の

ろうか。この点については、今後の課題としたい。(哂)

やはり前述した意味での境界をともなっていたのではなか

- る説に賛同したい。井上光貞「国造制の研究」(『井上光 貞著作集』四、岩波書店、一九八五年年、 にしつつも、王権側で二次的に区画した領域であるとす 国造のクニについては、国造の影響力が及ぶ範囲を基礎 初出一九五一
- 2 『常陸国風土記』多珂郡条。
- 3 吉川弘文館、 《『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館、二〇一九 篠川賢「国造制の成立過程」(『日本古代国造制の研 一九九六年)、 同「令制国の成立と東国

- 川徹 原竜一・鈴木正信編『国造制の研究』八木書店、二〇一 代国造制と地域社会の研究』前掲、初出二〇〇五年)、堀 初出二〇〇二年)、 「国造制の成立に関する基礎的考察」(篠川賢・大川 同「国造の国(クニ)再考」(『古
- 平林章仁「国造制の成立について」(『龍谷史壇』八三、 九八三年)。

4

三年)。

- 5 筑摩書房、二〇一八年)。 拙稿「蘇我氏とヤマト王権」(佐藤信編『古代史講義
- 6 『日本書紀』天智六年(六六七)十一月乙丑条
- 8 天平十四年(七四二)六月三日「福寿寺写一切経 『日本書紀』天智四年(六六五)是歳条。

所

7

- (『大日本古文書』八─六○)。
- 9 二一二八六)。 天平十三年(七四一)「写経勘紙解」(『大日本古文書
- 10 本古文書』二四―三六八)。 天平十八年六月三十日「左甲部文万呂手実願文」(『大日
- 『大日本古文書』八―三一七)。 天平十五年(七四三)九月二十九日ヵ「写官経所解
- 『日本書紀』安康元年二月戊辰条。

12

11

14 13 祀・信仰』上、 平林章仁「国造制の成立について」(前掲)。 和田萃「見瀬丸山古墳の被葬者」(『日本古代の儀礼と祭 塙書房、 一九九五年、 初出一九七二年)。

- 15 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(『蘇我氏と大和王権』吉川
- 一九八三年)、同 「境部の職掌について」(『大和政
- 段・雄略段にも見えることから、すでに原伝承に登場し 氏が創作したものとするが、この人物は『古事記』允恭 権と古代氏族』吉川弘文館、 加藤は坂合黒彦皇子の存在自体も坂合部 一九九一年、 初出 一九八四 宿

ていた人物と思われる。坂合部宿禰氏による創作性が認

められるのは、坂合部連贄宿禰を坂合黒彦皇子の忠臣と

- 16 位置づけた点であろう。 『日本書紀』天武十年(六八一)三月丙戌条。
- 17 薗田香融「古代の知識人」(朝尾直弘ほか編『岩波講 本通史』五 古代四、岩波書店、一九九五年)。 座
- 18 『日本書紀』天武十三年(六八四) 十二月己卯条
- 19 坂本太郎『六国史』(『坂本太郎著作集』三、吉川弘文館、

九八九年、初出一九七〇年)四六頁。

- 20 国民精神文化研究所、一九三七年)。 河村秀根ほか『書紀集解』(成立一七八五~一八〇四 年
- 21 本書紀』下 一九〇二年)、坂本太郎ほか校注『日本古典文学大系 日 飯田武郷『日本書紀通釈』(成立一八九九年、
- 22 堅塩媛が蘇我臣氏の出自であることを奏上したと考えら 『公卿補任』、 (吉川弘文館、一九六五年) 一七六・二〇七 『聖徳太子伝暦』下 舒明元年正月条

れる。坂本太郎ほか校注『日本古典文学大系 (岩波書店、 一九六五年)一九七頁頭注

> 日 本書

- 24 『日本書紀』 舒明即 ·位前紀では、摩理勢が殺害され
- 元年(五四〇)正月甲子条には「立||正妃武小広国押盾天 く見えない。それに対して、たとえば『日本書紀 もに殺害されたとあるのに対して、第三子は史料上に全 「兄子」 (第一子) の毛津と「仲子」 (第二子) の阿梛がと
- 皇女」。〈更名狭田毛皇女。〉」とあり、『続日本紀』 勝大兄皇子,。仲曰,,訳語田渟中倉太珠敷尊,。少曰,,笠縫

(七九○) 七月辛巳条には「午定君生,|三男,。長子味

皇女石姫 | 為||皇后 | 。是生||二男・一女 | 。長日||箭田珠

- 沙、仲子辰尓、季子麻呂」とあるように、第二子を「仲」・ 一仲子」と表現する場合には、第三子の存在が前提となっ
- ている。また、推古八年に摩理勢が大将軍に任命されて

から、約二十年後の推古三十一年に雄摩侶が大将軍に任

- しても不自然ではない。これらのことから、 命されたとすれば、 勢の第三子である可能性を指摘しておきたい。 雄摩侶は摩理勢の子の世代であると 雄摩侶 は
- 十一月庚寅条、斉明五年(六五九)七月戊寅条、 壬戌条、斉明二年(六五六)九月条、斉明四年(六五八) 『日本書紀』に限ってみても、白雉四年(六五三)五
- (六六五) 是歳条、天智六年 (六六七) 十一月乙丑条

天武元年(六七二)七月丙申条、

天武十年(六八一)正

年 ( 六八四 ) 十二月己卯条、天武十四年 ( 六八五 ) 九月 月辛巳条、天武十一年(六八二)三月丙午条、天武十三

26 辛酉条、朱鳥元年 摩理勢のウジナは、厳密に言えば複姓としての蘇我境部 (六八六)正月是月条などに見える。

部の職掌について」(前掲)参照。 平林章仁「国造制の成立について」(前掲)、加藤謙吉「境

臣であり、状況に応じて境部臣と称したと考えられる。

 $\hat{27}$ 政権構造』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八七年)。 倉本一宏「氏族合議制の成立」(『日本古代国家成立期の

なお、筆者は以前、蘇我氏本宗家が合議を主導するため

滅亡したことの要因が、蘇我氏自身の発展過程の中に潜 招いたのであり、その意味で蘇我氏本宗家が乙巳の変で 率が取れなくなったことが、逆に本宗家の政治的孤立を には、同族の分出が不可欠であったが、それら同族の統 在していたことを論じた。拙稿「蘇我氏とヤマト王権

28 黛弘道『物部・蘇我氏と古代王権』(吉川弘文館、二〇 初版一九九五年)一三一~一三二頁。

29 本文中には「軽部君」とあるように、標題に掲げる氏姓 たとえば和泉国皇別 氏録考証』吉川弘文館、一九〇〇年、四七八頁)。 坂合部」にも「連」を補うものがある(栗田寛 本条の本文には「坂合部連」とあることから、標題 軽部条は標題に「軽部」とあり 「新撰姓

> を示すものであり、本条の標題に「連」を補う必要はな の氏族の本宗家に対する賜姓の記述が含まれていたこと と本文中に見える氏姓(賜姓された氏姓)が異なる場合 いと考えられる。佐伯有清「新撰姓氏録に関する諸疑点 もある。こうした事例は、支流の本系 ・(帳)の中に、そ

一九八二年)三七六頁。

九六三年)、同『新撰姓氏録の研究』考証編二(吉川弘文

の究明」(『新撰姓氏録の研究』

研究編、

吉川弘文館、

本来は「阿倍朝臣同祖」とあったと考えられる。佐伯有 『新撰姓氏録の研究』考証編二(前掲)三七六頁。

30

31 『日本書紀』綏靖即位前紀。 『日本書紀』孝元七年二月丁卯条、

『新撰姓氏録』

左京皇

32

阿倍朝臣条など。

左京神別 『日本書紀』神代下第九段本文・一書第八、『新撰姓氏録 尾張連条など。

佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編三(吉川弘文館

35 『日本書紀』神代下第九段本文。

九八二年)一九八頁。

34

33

36 いて」(前掲)。 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、 同 「境部の職掌につ

栗田寛『新撰姓氏録考証』 栗田寛『新撰姓氏録考証』 (前掲) (前掲) 一〇八七頁

佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編二(前掲)三五五

38 37

臭。

- 出見尊、一書第三では火明命・火闌降命・彦火火出見尊、見命・火明命、一書第二では火闌降命・火明命・彦火火(40)『日本書紀』神代下第九段本文では火闌降命・彦火火出
- り、出生の順番や数に若干の相違はあるが、いずれの場一書第七では火明命・火夜織命・彦火火出見尊としてお

合も『日本書紀』

の火明命が『古事記』では火照命に入

 $\widehat{48}$   $\widehat{47}$ 

- 適宜統一した。 れ替わっている。なお、煩を避けるため、神名の表記は
- の意味が通じることから、本来同一であったとする説も(41) 火明命と火照命は同一の記事に登場せず、「照」と「明」

ある。本居宣長『古事記伝』巻十六、吉井巌「火中出産

- 皇の系譜と神話』一、塙書房、一九六七年、初出一九六ならびに海幸山幸説話の天皇神話への吸収について」(『天
- 古稀記念論文集刊行会編『古代文学論集』桜楓社、一九出一九六六年)、梅澤伊勢三「火照命考」(倉野憲司先生六年)、同「火明命」(『天皇の系譜と神話』一、前掲、初
- (43) 加藤謙吉「境部の職掌について」(前掲)。

 $\widehat{42}$ 

『日本書紀』神代下第十段本文、一書第一・第二・第三・

- (4) 『日本書紀』応神二十年九月条。
- (45) 志田諄一「阿倍臣」(『古代氏族の性格と伝承』

Щ

一五二六頁、

- 九七二年)、大橋信弥『阿倍氏の研究』(雄山閣、二〇
- (46) 蘇我部・宮
- の研究』永田文昌堂、一九七一年、初出一九六四年)。する。日野昭「蘇我氏の部民支配」(『日本古代氏族伝承)、蘇我部・宗何部・宗我部・宗宜部・宗賀部などとも表記
- ) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)。

『日本書紀』神武即位前紀戊午年九月戊辰条

- (49) 『古事記』孝元段。
- (50) 『天孫本紀』。
- (51)『日本三代実録』貞観六年(八六四)八月八日壬戌条。
- 一・二、一九六九年)、加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)。(記) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」(『信濃』二一―
- (53) 『奧楽遺文』中巻三八三頁。(53) 『寧楽遺文』中巻三八三頁。
- (55) 『日本書紀』天智六年十一月乙丑条、天武元年七月丙申来人』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

九九六年、初出一九六五年)、加藤謙吉

『大和の豪族と渡

- 十三年十二月己卯条、天武十四年九月辛酉条、朱鳥元年条、天武十年正月辛巳条、天武十一年三月丙午条、天武
- 氏家系大辞典』(角川書店、一九六三年、初版一九三六年)栗田寛『新撰姓氏録考証』(前掲)四七八頁、太田亮『姓

前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域

 $\widehat{56}$ 

正月是月条。

性」(『日本古代の道と衢』 吉川弘文館、 一九九六年、

出一九八一年)、佐伯有清 『新撰姓氏録の研究』考証編二 初

《前掲》三五三頁、平林章仁「国造制の成立について」 (前

七〇年)。

門脇禎二『飛鳥』(吉川弘文館、二〇一二年、

初版一九

69 68

57

58 形成過程の研究』名著出版、一九七八年、初出一九七五 本位田菊士「境部に関する若干の考察」(『日本古代国家

59 道編『古代を考える 掌について」(前掲)、 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、加藤謙吉「境部の職 蘇我氏と古代国家』吉川弘文館 前之園亮一「蘇我氏の同族」黛弘

60 いて」(前掲)。 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、 同 「境部の職掌につ

二〇一二年)。

61 『延喜式』 隼人司1大儀条~3駕行条。

63 62 七~九八頁。 『日本書紀』 敏達元年(五七二) 井上辰雄『隼人と大和王権』(学生社、一九七四年)八 六月条

 $\widehat{75}$ 

64 『延喜式』治部省18蕃客条。

65 佐伯有清 『新撰姓氏録の研究』考証編二 (前掲) 五五三

66  $\mathbb{H}$ 野昭 「蘇我氏における同族関係」(『日本古代氏族伝承

> 藤謙吉「境部の職掌について」(前掲)。 の研究』永田文昌堂、一九八二年、初出 九七五年)、 加

67 『古事記』懿徳段。

『日本書紀』懿徳二年正月

九九〇年)、『日本歴史地名大系』(平凡社、一九七九~二 合は、『角川日本地名大辞典』(角川書店、 以下、遺称地名や比定地に関して特に出典を記さない場 一九七八~一

○○四年)などによる。

70

71 諸陵式2畝傍山他遠陵条。 『日本書紀』欽明三十二年(五七一)九月条、『延喜式』

『古事記』孝元段、『日本書紀』孝元四年三月条。

72 『日本書紀』垂仁二十七年是歳条。

73 古代を語る五 直木孝次郎「″やまと″の範囲について」(『直木孝次郎 大和王権と河内王権』吉川弘文館、二〇

○九年、初出一九七○年)。

74 向学研究』四、二〇一六年)。 寺沢薫 | 大和弥生社会の展開とその特質 (再論) ] ( [纒

に含まれていたとされる。 聚抄』には掲載されておらず、 (『平安遺文』七―三四六九)。なお、 仁安三年(一一六八)七月二十四日「豊井荘新芋注進状」 かつては宇智郡の資母郷 坂合部郷は『和名類

四年)五五四頁など。 奈良県編『大和志料』下巻 (奈良県教育委員会、一九一

76

- 77 『五条市史史料』(一九八七年) 一一七五頁
- 天長六年 (八二九) 二月十日 「日野友秋解」(『古文書類
- 森公章「平安・ 四―一二七一)には郡司代として紀某が署名している。 (一〇〇六) 五月六日「散位坂上経澄解案」(『平安遺文 纂』三三二)には摂使大判官代として紀某が、 鎌倉時代の国衛機構と武士の成立に関す 寛弘三年
- 二年)参照

る基礎的研究」

(科学研究費補助金研究成果報告書、二C

79 延喜式神名帳』播磨国賀茂郡条

平安末期~鎌倉期に成立したとされる『播磨国内神名帳』

80

- 宮として記載されていることから、 転訛が生じたと考えられる。 八六年)には、坂合神社は見えず、 『神道大系』神社編一 総記上、 神道大系編纂会、一九 この頃までに社名の 酒見神社が播磨 国三
- 81 100七年) など。 中西正和「賀茂郡のなりたち」(『社町史』 加東市、
- 82 兵庫県加西市玉野町を遺称地名とする。兵庫県小野市来に町を遺称地名とする。兵庫県小野市東に町を遺称地名とする。
- 83 平城宮出土木簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二)、
- 本古文書』三―四九〇)、 天平勝宝三年 七五二 『和名類聚抄』など。 三月三日一奴婢見来帳」 (『大日

85

長山泰孝

「大化前代の尼崎」(『尼崎市史』一、一

九六六

- 86 [延喜式神名帳] 河内国若江郡条。
- 87 『日本三代実録』 元慶七年 (八三三) 十二月二十八日
- 版一九三六年)二五二六頁、 社研究会編 太田亮『姓氏家系大辞典』 『式内社調査報告』 棚橋利光「坂合神社」(式内 (角川書店、 几 京・畿内四、 九六三 皇學館

88

神領目録」(『続々群書類従』一)。 文』七―三三二五)、『神鳳鈔』(『群書類従』一)、「外宮 長寬二年(一一六四)「善安寺領公用支配状」(『平安遺

89

大学出版部、

一九七九年)。

- 90 の地名は「おさかべ」から「さかべ」に転訛したとする 伊勢国三重郡には刑部郷があり (『和名類聚抄』)、「坂
- するように、表記がをつってより、地位の一個山県新見市大佐小阪部を遺称地名と村となり、現在の岡山県新見市大佐小阪部郷、近世には小坂部国英賀郡刑部郷は、中世には小坂部郷、近世には小坂部、近世には小坂部、近世には小坂部、上、しかし、たとえば備中国英賀郡刑部郷は、中世には小坂部、出、しかし、たとえば備中国英賀郡刑部郷は、東京、しかし、たとえば備中 れば、『神宮神領目録』のように「坂合部」の表記が用い られることはないと思われる。 ている。また、「おさかべ」が「さかべ」になったのであ するように、表記が変わっても「おさかべ」の音は残っ 郡刑部郷は別個のものとして理解しておきたい。 坂部(坂合部)御厨と三
- 91 系譜の基礎的研究』 「美濃国クルスダ地域と本巣国造」(『日本古代氏族 東京堂出版、 二〇一二年、 初出二〇

- た境川が流れている。後者は、現在の静岡県牧之原市坂に鎮座しており、すぐ東には三河国碧海郡との境界であっい、神社がある。前者は、現在の愛知県豊明市阿野町坂部山田郡の坂部神社(坂部神明社)と、遠江国榛原郡の塚
- 境部氏が各地に出向いて境界画定に従事し、任務完了後前掲、加藤謙吉「境部の職掌について」前掲)。しかし、との指摘もある(本位田菊士「境部に関する若干の考察」と範囲で境界画定に携わった集団と見るにはそぐわない 境部氏の分布が畿内とその周辺に限定されることから、

された大井川が流れている。

部に所在し、やはりすぐ東には駿河国志太郡との境界と

部氏の分布範囲が偏っているからといって、そのことがには原則として本来の居住地へ戻ったと理解すれば、境

境部と境界画定との関係を否定する根拠にはならない。

- 英利・荒井秀規編『古代東国の考古学四 古代の坂と堺』(95) 山近久美子「交通に関わる祭祀」(館野和己ほか編『日(95) 山近久美子「交通に関わる祭祀」(館野和己ほか編『日(94) 前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域性」(前掲)。
- 四年(六八五)十月己丑条。 四年(六八五)十月辛已条、天武十

高志書院、二〇一七年)。

- (97) 『古事記』孝元段。
- (98) 『新撰姓氏録』左京皇別上 宍人朝臣条。

99

- の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年、初出一九)大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」(『日本古代
- ) 『古事記』成務段。 七九年)など。
- 『日本書紀』継体二十二年(五二八)十一月甲子『日本書紀』成務五年九月条。

102 101 100

- (⑪) 『続日本紀』延暦十年(七九一)九月条。
- (⑪) 『常陸国風土記』多珂郡条。
- (10) 吉村武彦は、国造制支配の本質を「国造と民戸との人格的支配・隷属関係の存在」に求めながらも、「領域的な土間が野田制の歴史的前提」『日本古代の政事と社会』塙書制的班田制の歴史的前提」『日本古代の政事と社会』塙書している(吉村武彦「律令は、三、二〇二一年、初出一九七八年)。また、大川原竜一は、房、二〇二一年、初出一九七八年)。また、大川原竜一は、房、二〇二一年、初出一九七八年)。また、大川原竜一は、房、二〇二一年、初出一九七八年)。また、「領域的な土地支配・大田である。」
- 点については、篠川賢「国造の国(クニ)再考」(前掲)制度としての国造制のあり方と実態とを分けて捉える視

ことは想定できる」と述べている(大川原竜一「国造制

究の現状と課題」篠川賢ほか編

国造制の研究』

前掲)。

106